

～市民のみなさまが安心して市民活動に参加できるように～

市民活動補償制度 のご案内



吉川市

市民活動補償制度とは

市民のみなさまが安心して市民活動に参加できるように、吉川市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と契約をして運営をする制度です。

自治会、ボランティア団体やその他公共性のある自発的な活動をしている団体の構成員などが、活動中に第三者にけがをさせ、賠償責任を問われた場合や活動中にけがをしてしまった場合に備え補償するものです。

対象者

市内に活動拠点を置き公共的な活動で無報酬（交通費などの実費支給は除く）の市民活動を主な目的とする団体及び個人

（事前に市民活動団体等登録届の提出が必要です。）

対象となる活動

対象者が行っている活動で、継続的、計画的又は臨時に行う公共性のある自発的な活動（活動場所と自宅との往復経路途中での事故も対象となります。）

【市民活動具体例】

市民活動の区分	具体例
1 地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ゴミの回収、草刈、リサイクル運動、交通安全運動、地域保健衛生活動、募金活動など
2 社会福祉・奉仕活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・心身障がい者等への援護活動、子育て支援活動など
3 社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動や文化活動は、指導者等に限る（山岳登山等の危険度の高いスポーツは除く）
4 青少年健全育成活動	ボーイ・ガールスカウト、地域青年会等の指導者育成活動、非行防止パトロール活動、子ども会活動など

対象とならない活動

- ・政治、宗教又は営利を目的とする活動
- ・自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- ・職場や学校行事として行う活動
- ・危険度の高い活動（山岳登山(ピッケル等の用具を使用する登山)等の危険度の高いスポーツ、だんじり祭り等の危険度の高いまつり）
- ・スポーツ大会などへの参加者の事故（指導者等は除く）
- ・まつりなどでの単なる観覧者又は物品購入目的の来場者、講演会などの単なる聴講者
- ・国外での活動

補償期間

市民活動団体等登録届を受け付けてから当該年度の3月31日までです。(年度ごとに更新が必要です。)

補償の内容

賠償責任補償

身体賠償	支払い限度額	1名につき	1億円
財物賠償		1事故につき	3億円
保管物賠償		1事故につき	1000万円
		1事故につき	500万円

※ただし、賠償責任補償の補償対象者は活動団体または活動団体の指導者に限られます。

傷害補償（1名につき）

死亡補償	200万円
後遺障害補償	6万円から200万円
入院補償	1日につき 3,000円
補償限度日数	事故発生日より180日までの入院日数
通院補償	1日につき 2,000円
補償限度日数	事故発生日より180日までの間において、90日を限度とした通院日数

登録手続きについて

市民活動団体等登録届（様式第1号）を次のいずれかに直接ご提出ください。

- 市役所市民参加推進課（保健センター2F）
- 市民活動サポートセンター（市民交流センターおあしす内）

事故が発生した場合

団体等の代表者は、すみやかに市民参加推進課に連絡のうえ、市民活動補償事故報告書（様式第2号）を20日以内に提出してください。

※ 賠償事故の場合

（1）物損事故の場合は、損害の程度がわかるよう、必ず、復旧する前に状況写真を撮影してください。また、状況写真を撮影するときには次の点にご注意ください。

- ①損害を被った物の全体を撮影する。
- ②損害箇所を部分的に拡大して撮影する。
- ③角度を変えて複数枚撮影する。
- ④自動車は登録番号<ナンバープレート>が入るように撮影する。

（2）事故発生後、すみやかに下記の連絡先へ事故報告をしてください。

【連絡先】市民参加推進課 電話：048-982-9685（土日・祝祭日を除く）

市民活動補償制度 Q & A

Q 1 : 定例の清掃ボランティア活動に向かう途中でけがをしました。活動中ではありませんが対象となりますか。

A 1 : 自宅から活動場所へ向かう途上でけがをした場合は、対象になります。ただし、途中で寄り道をした場合のけがは、対象となりません。

Q 2 : 介助ボランティア活動をしており、交通費を支給してもらっていますが、補償の対象となりますか。

A 2 : 対象となります。ただし、公共性のある自発的な市民活動ではなく、交通費以外に活動の対価として報酬が出ている場合は、補償の対象となりません。

Q 3 : 自動車で防犯パトロール中、人をはねてけがをさせてしまいました。賠償責任補償の対象となりますか。

A 3 : 自動車による賠償責任事故の場合は、対象となりません。活動者自身がけがをした場合は、傷害補償の対象となります。

Q 4 : 「無報酬で行っていること」とありますが、非営利の有償ボランティアは対象となりますか。

A 4 : 交通費や食事代の実費相当分を支払う程度であれば対象となります。

Q 5 : 自主防災組織で地震発生後に処理作業を行った際の負傷等は対象となりますか。

A 5 : 自治会活動とみなされますので対象となります。ただし、余震等の2次災害に起因するものを除きます。

Q 6 : 自治会防災訓練等の会議や準備活動時の事故等でも補償制度の対象となりますか。

A 6 : 活動内容が制度の趣旨に合うものであれば、会議や準備活動であっても対象となります。

Q 7 : 公民館活動における公民館サークルなどの活動は、この保険の対象となりますか。

A 7 : 一般的には、個人又は数人のグループが余暇を利用し趣味として行う教育・文化活動は補償の対象となりません。

Q 8 : 自治会から依頼されたパトロール中の看板を設置している自転車で、市内を巡回しているのは活動の対象となりますか。

A 8 : パトロール中の看板を設置した自転車を使用し、市内を巡回していることが活動の対象となるには、この巡回が計画された防犯パトロールであれば対象となりますが、看板設置の自転車で、私用（買い物等）のため、その目的地まで行くのは対象となりません。

Q 9 : 自治会内を清掃活動する際、地区内の会社の社員も一緒に清掃活動を行う場合は、社員も対象となりますか。

A 9 : 自治会の地域内の清掃でも、会社からの指示により勤務時間内に行うのは対象となりませんが、土曜・日曜日等の休日に、自治会からの呼びかけに応じて自主的に参加する清掃等は対象となります。

※ここに掲載されている Q&A は一例です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

吉川市 市民生活部 市民参加推進課 市民参画係

電話：048-982-5111（内線451・458）

048-982-9685（ダイヤルイン）

〒342-8501 吉川市吉川二丁目1番地1